

第17章 金融制度

1. 金融機関

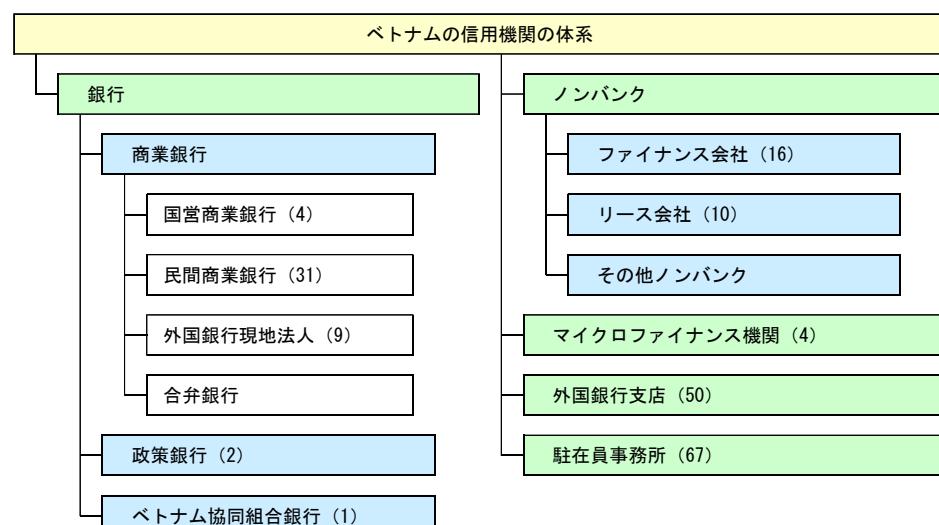
ベトナムの金融機関の監督官庁はベトナム国家銀行 (State Bank of Vietnam : SBV) である。SBV のウェブサイトによると、2024年9月末時点、同国の信用機関は、商業銀行44行、政策銀行2行、ベトナム協同組合銀行1行、ノンバンク26社、マイクロファイナンス4機関、外国銀行支店50行などから形成されている。

ベトナムでは、2004年6月に与信機関法が改正され、外国金融機関の投資に関し、①100%外資系銀行の設立、②国内の金融機関に対する外国金融機関の資本出資・株式取得を容認するなどの改革が行われた。その後、2010年の同法の改正では、ノンバンクに係る規定が加わっている。

2010年代に入り、ベトナムでは金融再編計画を進めている。2012年には、銀行の経営状態別の分類に基づき、脆弱とされた銀行の処理を集中的に進めることを骨子とする金融再編計画が、首相決定 (No.254/2012/QD-TTg) として公布された。これにより、2011～2015年の5年間で、買収・合併や解散などで銀行が9行、ノンバンク2社、外資系銀行8支店が整理統合された。

また、2017年以降は不良債権処理に関する国会決議がなされ、不良債権の徹底的な処理に重点を置いた、預金者権利の保護、金融システムの安定確保、脆弱な経営基盤の金融機関の整理などを実施してきたものの、新型コロナウイルスの影響による不良債権の増加が懸念されていた。不良債権は実際に増加傾向となっており、2025年第1四半期末における、財務諸表を公表する銀行28行の不良債権残高は約266兆4,000億ドンに達している。不良債権率の増加の原因としては、台風や米国の関税政策なども含めた総合的なものであり、新型コロナウイルスによる影響のみが原因ではないという報道もされている。

図表 17-1 ベトナムの金融機関



(注) 括弧内の数字は該当する金融機関の数を示す。ただし、合弁銀行、その他ノンバンクには対象となる銀行または企業がなかったため、金融機関数を示していない。

(出所) ベトナム国家銀行ウェブサイトより作成

(1) 中央銀行

ベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam : SBV）は、ベトナムの中央銀行であり、金融監督機関でもある。2010年のベトナム国家銀行法（Law on the State Bank of Vietnam 2010）に基づき、ベトナム国家銀行は政府の一つの省庁と規定され、また、その権限、機能、組織などが定められている。金融機関の監督以外の役割としては、通貨政策の策定、外国為替準備金管理などがある。

歴史を振り返ると、SBV やベトナムの銀行制度は、同国が社会主義国であることによる影響を大いに受けてきた。1986年のドイモイ政策導入後、SBV は1988年まではモノバンクシステムを採用し、中央銀行としての機能と商業銀行としての機能の二つを有していた。1990年に二階層銀行制度へと移行し、民間資本が銀行セクターに参入するようになった。

モノバンクの解体の際、商業銀行部局が SBV から独立し、四つの国有商業銀行になった。ベトナム産業貿易商業銀行（Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade : VietinBank）は中央銀行の産業・商業融資部門、ベトナム農業農村開発銀行（Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development : Agribank）は農業部門、ベトナム外国貿易商業銀行（Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam : Vietcombank）は外国貿易部門、ベトナム投資開発銀行（Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam : BIDV）はインフラ部門を担っていた。

(2) 商業銀行

商業銀行部門は、①国有商業銀行（State Owned Commercial Banks）、②民間商業銀行（Joint-Stock Commercial Banks）、③外国銀行（Wholly Foreign Owned Banks）の3部門に大別される。

① 国有商業銀行

SBV の公表する情報によると、2024年9月末時点、国有商業銀行は、Agribank、Global Petro Sole Bank (GP Bank)、OCEAN Bank、Construction Bank の4行である。ただし、Agribank 以外の3行については、民間の銀行に移管されたというベトナム共産党傘下の Báo Tuổi Trẻ の報道もあり、ベトナムの企業法において、国営企業は「国が過半数の持分・議決権を保有する企業」と定義されている中で、今後 SBV がこれら 3 行を国有商業銀行に分類するのかどうか注視する必要がある。また、かつて SBV から独立した Vietcombank、VietinBank、BIDV の3行は2014年までに株式上場を果たし、SBV 以外の株主が現れしたことから、民間商業銀行として扱われているが、SBV の持株比率が 50%超であるため、統計上、当該 3 行を含めた計 7 行が、国有商業銀行として見なされることも多い。

なお、戦略的外国投資家（Foreign Strategic Investor）として、Vietcombank はみずほ銀行、VietinBank は三菱 UFJ 銀行と世界銀行グループの国際金融公社（IFC）などによる出資を受けている。ベトナムの銀行には外国投資家に対する出資比率規制があり、その上限は 30% であった。しかし、Decree No.69/2025/ND-CP により、2025年5月19日からは、上限が 49% に引き上げられている。また、戦略投資家の出資上限は 15%、外国機関投資家は 10%、個人投資家は 5% と上限が定められている。

Agribank、Vietcombank、VietinBank、BIDV の4行は、当初は特定の政策目的のもと国有企業向

けの融資を行っていたが、国有企業だけでなく民間企業向けの融資を増やしている。当該 4 行に加え、1997～2015 年にはメコンデルタ住宅開発銀行（MHB）が国有商業銀行として存在していたが、2015 年 5 月に BIDV と合併し、Construction Bank、GP Bank、OCEAN Bank の 3 行は、財務内容の悪化を要因に、SBV がこれらの銀行の全発行済株式を 0 ドンで強制買収した商業銀行である。

過去に比べて存在感は低下したものの、国有銀行の存在は引き続き大きい。2024 年 11 月時点では、ベトナムの金融機関の総資産に占める国有銀行の比率は 7 行合算ベースで 41.8% と高い（図表 17-2、17-3）。特に、VietinBank（2009 年上場）、Vietcombank（2009 年上場）、BIDV（2014 年上場）は 3 大国有商業銀行として知られ、過半数は SBV が株式を保有しているものの、いずれもホーチミン証券取引所（HOSE）に上場している。

図表 17-2 金融機関の分類

	総資産	
	(兆ドン)	(構成比)
国営銀行	9,172	41.8%
商業銀行	9,805	44.7%
外国銀行、外国銀行支店、合弁銀行	2,005	9.1%
ベトナム社会政策銀行（政策銀行）	381	1.7%
ファイナンス・リース会社	323	1.5%
人民信用基金	191	0.9%
ベトナム協同組合銀行	61	0.3%
合計	21,938	100.0%

（注） 2024 年 11 月末時点。

（出所） ベトナム国家銀行より作成

図表 17-3 国有商業銀行一覧

国有商業銀行	略称	主要株主	
		(2024年9月時点)	
Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development	Agribank	SBV	100%
Global Petro Sole Member Limited Commercial Bank	GP Bank	SBV	100%
Ocean CommercialOne Member Limited Liability Bank	OCEAN Bank	SBV	100%
Construction Commercial OneMember Limited Liability Bank	CB	SBV	100%

（出所） 各種資料より作成

② 民間商業銀行

2024 年 9 月時点、SBV のウェブサイト上では、民間商業銀行（Joint-Stock Commercial Bank）は

31行ある（VietinBank、Vietcombank、BIDVの3行を含む）。商業銀行では国際的に活動する銀行の自己資本比率や流動性比率などに関する国際統一基準である「バーゼルII」の達成に向け、増資などの資本政策を行うケースが多い。バーゼルIIでは、達成すべき最低水準（8%）はバーゼルIと変わらないものの、銀行が抱えるリスク計測（自己資本比率に使われる分母の算出）の精緻化が行われている。これは、ベトナム国家銀行が2016年12月に発出した通達41号（41/2016/TT-NHNN）に基づく対応である。今後はバーゼルIIIの導入も控えていることから、一部の銀行ではさらなる増資を行うことにより、財務体質の強化に向けた取組を行っている。

なお、Vietnam Prosperity Joint Stock Commercial Bank（VP Bank）は2023年に、三井住友銀行から15%の出資を受けており、戦略的投資家⁶として受け入れている。三井住友銀行は、今回の出資を通じて、アジア市場で培ったノウハウを活用して、VP Bankの成長に貢献するとしている。

③ 外国銀行

2006年、外資100%による銀行の現地法人及び支店の設立が認められるようになった。2025年10月時点では、ベトナムで100%外資銀行や合弁銀行を設立する場合、設立申請書類を提出する年の直近1年間において、総資産の価値が100億米ドル以上相当であることが求められる。また、外国銀行の支店設立の場合は、その親会社の総資産額が200億米ドル以上相当でなければならないとされている。2024年9月時点SBVのウェブサイトによると、ベトナムに進出している外国銀行には、英国系では香港上海銀行（HSBC）とスタンダード・チャータード銀行、マレーシア系ではホンリヨン銀行、パブリックバンク、CIMB、韓国系は新韓銀行とウリイ銀行、シンガポール系ではユナイテッド・オーバーシーズ銀行（UOB）、豪州系ではオーストラリア・ニュージーランド銀行（ANZ）の合計9行がある。

邦銀では、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行が、それぞれハノイ、ホーチミンに支店を設立している。ベトナムに進出した日系企業が頻繁に関わりを有することになるのは、邦銀のホーチミン支店やハノイ支店である。設立時の資本金口座開設や、資金調達に際しての親会社の保証をもとにした邦銀本体からの借入、邦銀支店を通じた親子ローン、海外送金サービスの提供などで進出済み日系企業にとっては必要不可欠な存在となっている。駐在員の給与はHSBCなどの非日系外資銀行を利用するが多く、従業員への給与振込や現地取引先との決済などでは地場の銀行を利用することが多い。また、最近の動向として、上述のとおり、三井住友銀行がベトナムの大手民間商業銀行であるVP Bankに出資（15%）することを2023年3月27日に発表しており、邦銀とベトナムの金融機関との連携が進んでいる。

（3）政策銀行、協同組合銀行

ベトナムには商業銀行以外に政策銀行と協同組合銀行がある。政策銀行はベトナム社会政策銀行（VBSP）とベトナム開発銀行（VDB）の2行である。VBSPは貧困層や零細企業に融資する役

⁶ ベトナムの証券法において、「財務能力、技術能力に関する基準を満たし、最低3年間にわたり企業との協力を約束する投資家として、株主総会により選定される投資家のこと」と定義されている。

割を担い、VDB は開発金融機関である。また、協同組合銀行であるベトナム協同組合銀行（Co-operative Bank of Vietnam）は、ベトナム全土に展開する 1,162 の人民信用金庫（PCF）の本部組織である⁷。

(4) ノンバンク

2024 年の信用機関法の改正（Law No.32/2024/QH15）によって、ノンバンクの分類が定義された。本改正により、ノンバンクは、一般金融会社（預金受入れ、貸付、銀行保証、割引または再割引、クレジットカード発行、ファクタリング、リースファイナンスなどを行う）と専門金融会社（主にファクタリング業務を行い、その他個別に指定された銀行業務を行う）に分類されることとなった。ノンバンクも不良債権問題を背景に業界再編の動きが見られ、外資による買収が続いている。2016 年 11 月に新生銀行が MB Finance への出資を発表し（2017 年 11 月に正式発足）、2017 年 2 月には三井住友信託銀行が BIDV Financial Leasing への出資に関し SBV から基本承認を得て、同年 5 月に合弁事業を開始した。

2021 年 4 月には株式会社三井住友フィナンシャルグループの傘下である SMBC コンシューマーファイナンス株式会社が、ベトナムの商業銀行である VP Bank から、100% 子会社の VP Bank Finance Company Limited の持ち分 49% について、関係当局からの許認可などを前提に取得することが発表された⁸。

(5) 駐在員事務所

SBV のウェブサイトによると、2024 年 9 月末時点ではベトナムに駐在員事務所を構える外国銀行などは 50 存在する。邦銀では、ホーチミン市に福岡銀行、大垣共立銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、群馬銀行、北國銀行、北陸銀行、ハノイ市に広島銀行、常陽銀行、十六銀行、国際協力銀行などが駐在員事務所を構えている。この他、三菱 UFJ リース、アコムはホーチミン市に事務所がある。近年は、日本の地方銀行が、現地でコンサルティング会社を設立する動きも現れている。2017 年には、大垣共立銀行が、現地法人の設立、運営サポート、投資コンサルティング業務などをを行う子会社をハノイに設立し、2019 年 10 月には、東京きらぼしフィナンシャルグループの子会社であるきらぼし銀行が、ホーチミンにコンサルティングの現地法人を設立した。さらに、2021 年 11 月に北國フィナンシャルホールディングスのグループ会社である CC イノベーションがホーチミンに現地法人を設立し、タイに続いて現地でのコンサルティング業務を展開している。

2. ベトナムの金融市場

(1) 金融政策

SBV は、2021 年の①経済成長、②通貨価値の維持、③金融システム（為替相場）の安定性を、その責務として負っている。これらの目標を達成するための金融政策手段として、政策金利の変

⁷ <https://www.co-opbank.vn/Introduction/Overview>

⁸ https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20210428_01.pdf

更、預金準備率の変更、公開市場操作などを用いている。

SBV が調整する政策金利には、公定歩合（ディスカウントレート）とリファイナンスレートの 2 種類がある。公定歩合は短期の有価証券を商業銀行から買い取る際の金利で、リファイナンスレートは SBV が短期の有価証券を担保に商業銀行に対して貸出を行う際の金利である。

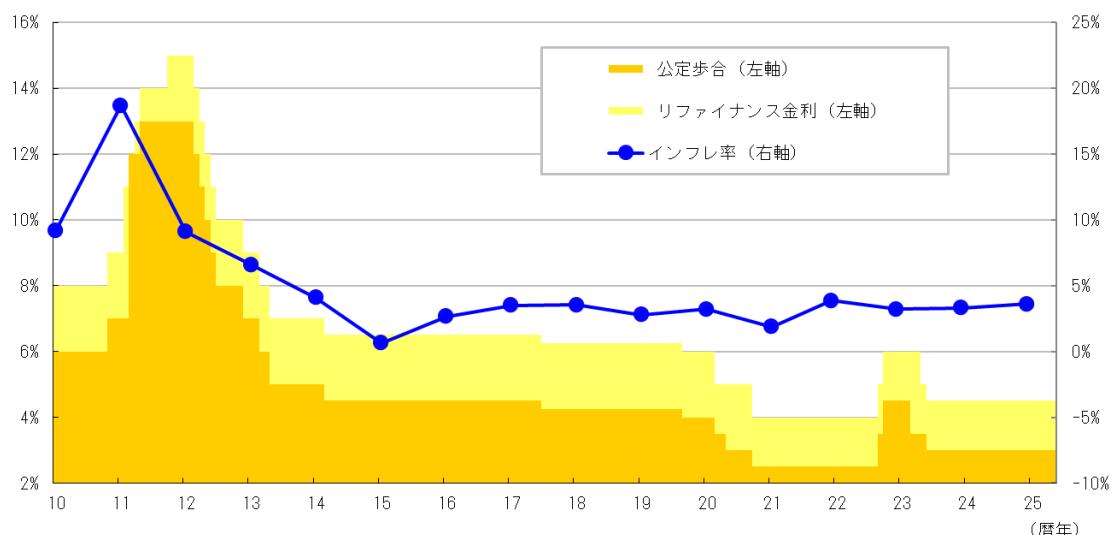
2014 年 3 月から 2017 年 6 月まで、公定歩合は 4.50%、リファイナンスレートは 6.50% だったが、2017 年 7 月に両政策金利を 0.25% ずつ引き下げ、また 2019 年 9 月にもそれぞれ 0.25% 引き下げた。さらに、2020 年に段階的に引き下げを行い、暫くの間公定歩合は 2.50%、リファイナンスレートは 4.00% となっていたが、2022 年 9 月に 1.00% ずつ引き上げ、公定歩合は 3.50%、リファイナンスレートは 5.00% となり、10 月にも 1% 引き上げられ、公定歩合は 4.50%、リファイナンスレートは 6.00% となった。その後、2023 年に政策金利を引き下げたこともあり、2025 年 1 月時点の公定歩合は 3.00%、リファイナンスレートは 4.50% となっている。なお、インターバンク市場の指標金利は VNIBOR と呼ばれ、国内・外国銀行大手行の調達金利の平均値として算出される。

また、ベトナムでは預金金利に対する規制がある（ドン預金：Circular No. 48/2024/TT-NHNN、米ドル預金：Circular No. 46/2024/TT-NHNN）。2024 年 11 月以降、商業銀行などの場合、ドン預金の上限金利は、普通預金と 1 カ月未満の定期預金が 0.5%、1 カ月以上 6 カ月未満の定期預金が 4.75% となっている（信用機関やファイナンス機関における、1 カ月以上 6 カ月未満の定期預金は 5.25%）。また、米ドルの預金金利は期間に関わらず 0% と規定されている。

SBV のウェブサイトによると、預金準備率は、銀行属性（分類）、預金期間、通貨によって異なる。2025 年 10 月時点の預金準備率は、1 年未満のドン預金に対して 3%、1 年以上のドン預金は 1% に設定されており（政策銀行・農業銀行・協同組合銀行を除く）、外貨預金の準備率はそれぞれ 8% と 6% に設定されている。

また、通貨ドンには変動相場制が採用されているが、SBV が基準レートを毎日公表し、当該基準レートから上下 3% の範囲内での取引となる（管理フロート制）。

図表 17-4 政策金利とインフレ率の推移



（出所）ベトナム国家銀行などより作成

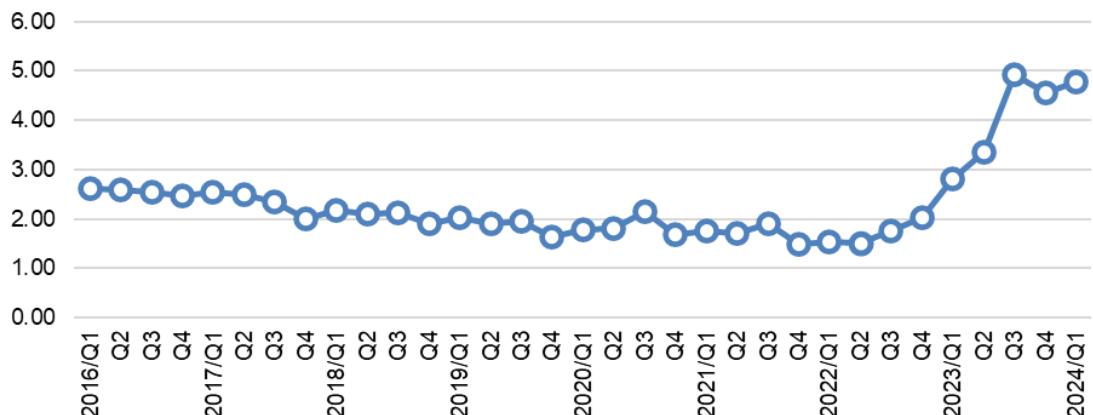
(2) 不良債権比率の現状

2000 年代、ベトナムでは不動産投資ブームや銀行間の競争を背景に貸出が増加した。貸出の増加はベトナム経済の高成長を支えたが、2009～2010 年に対前年比 30% 以上の高い伸びを記録した後、不良債権問題を深刻化させた主因ともなった。SBV 統計によれば、不良債権比率は 2012 年 9 月末に 4.9% まで上昇したが、実態は 15% 以上との見方もあった。

2013 年には不良債権を処理する国家債権買取会社 (Vietnam Asset Management Company : VAMC) を設立し、不良債権の処理を加速させた。また、2017 年 8 月に金融機関の不良債権の試験的処理に関する国会決議 42 号 (42/2017/QH14) が施行されてからも不良債権の処理が進んでいた。国会決議 42 号 (42/2017/QH14) は 2023 年 12 月 31 日に失効しているが、不良債権処理及び不良債権担保執行に関する条項は 2024 年の信用機関法 (Law No.32/2024/QH15) において、引き継がれている。

前述した 2017 年の国会決議 42 号 (42/2017/QH14) により、不良債権率は低下傾向にあったが、2022 年以降は不動産業界の業績悪化などにより上昇傾向となり、2024 年 3 月末時点の不良債権率は 4.78% となっている。

図表 17-5 不良債権比率の推移



(出所) ベトナム国家銀行

3. 資本市場

(1) 株式市場

ベトナムにはホーチミン、ハノイの2ヵ所に証券取引所があり、ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)とも財政省が保有する国有企业であったが、2021年12月に2つの証券取引所が経営統合し、新たに誕生したベトナム証券取引所(VNX)が持株会社としてHOSEとHNKの一体経営をスタートさせている。

ベトナムの上場銘柄数は2025年3月末時点でHOSEが568銘柄、HNXが311銘柄である。HOSEとHNXの上場基準は異なり、HNXにはHOSEよりも小規模の企業が上場している。HNXにはUPCoMという市場も併設されており、未上場の公開企業株式を取引する場となっている。HOSE上場企業のうち時価総額上位には国有企业(銀行を含む)が多く入る(図表17-6)。なお、HNXで取引される上場株式は2025年12月末までに、UPCoMで取引される上場株式は2026年12月末までに、全てHOSEに移管される予定である。また、大手国有企业は上場しているものの浮動株比率は非常に低いのが特徴である。

HOSEの株価指数は上場全銘柄からなる時価総額加重平均指数で、2000年7月28日を基準(100)として算出されており、2025年3月末のHOSEの株価指数は1,306である(図表17-7)。

以前はベトナムの株式市場には外資規制が設けられており、外国投資家の株式保有比率は49%(銀行は30%)が上限とされてきたが、一部の分野においては、2015年9月に49%を上限とする外国投資家の保有比率規制は撤廃された。また、2025年4月時点では、各企業は、株主総会にて法律で定められた値よりも低い値を、外国投資家の保有比率の上限として設定することができる。しかし、この規定を廃止し、管轄する政府機関が別途決定しない限り、各企業が外国投資家の保有比率の上限を独自に設定することを禁止する案が、財政省より公表されている。

図表 17-6 HOSE の上場企業時価総額上位 10 社

	会社名	産業分類	時価総額(兆ドン)
1	ベトナム外商銀行 (Vietcombank)	銀行	519.7
2	ビングループ	不動産	473.2
3	ビンホームズ	不動産	386.5
4	ベトナム投資開発銀行 (BIDV)	銀行	268.9
5	ベトナムテクノロジー商業銀行 (Techcombank)	銀行	248.3
6	ベトナム工業貿易銀行 (VietinBank)	銀行	241.6
7	ホアファットグループ	鉄鋼	199.6
8	FPTコーポレーション	ソフトウェア・サービス	188.1
9	ベトナム繁栄商業銀行 (VPBank)	銀行	165.8
10	ベトナム軍隊商業銀行 (MB Bank)	銀行	163.2

(注) 2025年7月17日時点

(出所) ホーチミン証券取引所より作成

図表 17-7 株価指数の推移



(出所) IMF 資料などより作成

ひとくちメモ 7： キャッシュレス決済の増加

決済の方法に関しては、まだまだ現金主義でキャッシュレス決済はあるとしても QR コードでの決済が中心である。ベトナム政府としても日系の小売店などを含む民間企業においても、キャッシュレス化を進めたい気持ちは大きい。具体的に中央銀行がキャッシュレス決済の拡大に向けて旗印となる目標を掲げており、規制の改正なども進み銀行口座を保有していない層へのキャッシュレス化も拡大している。

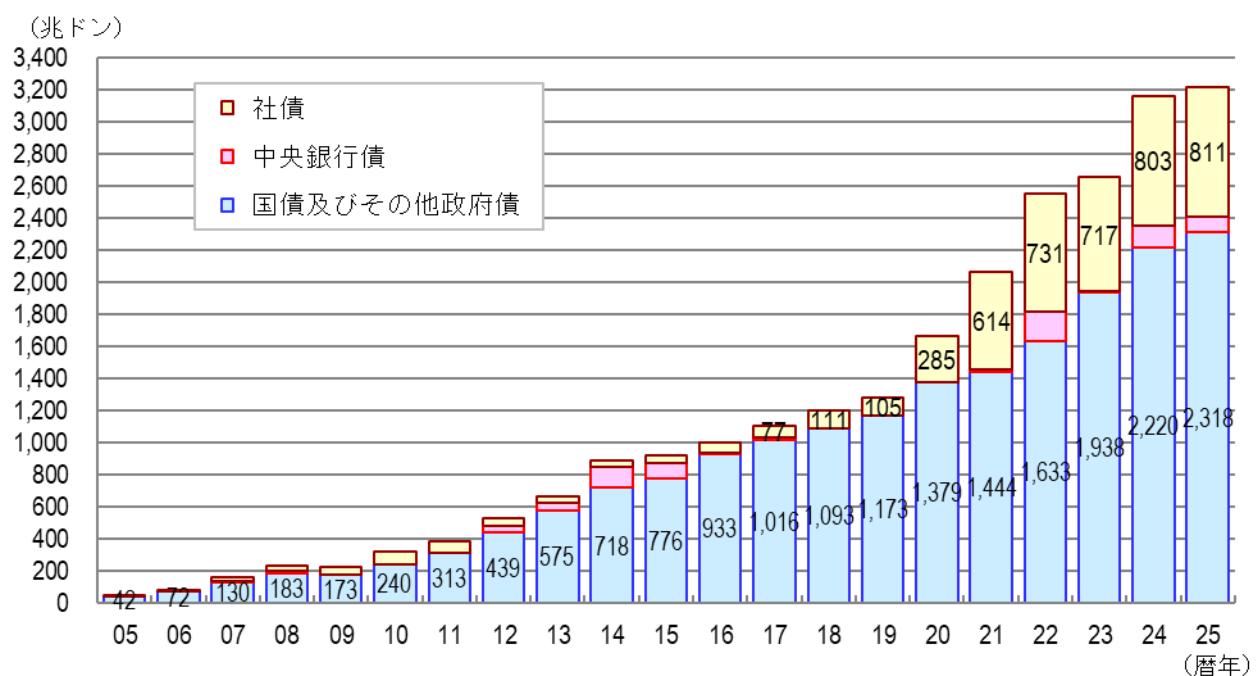
銀行以外の機関がキャッシュレス決済などの支払仲介サービスを提供するためには、ベトナム国家銀行からのライセンス取得が必要となっている。しかし、現地の日系企業へのインタビューによると、ライセンスの取得は、現実的には難しく、難しいとのことである。そのため、キャッシュレス決済などの支払仲介サービスを提供しようとした場合、現地企業の買収が有力な手段として挙げられるが、有力な企業はすでに買収されており、新規参入は難しいとのことであった。

(2) 債券市場

Asian Bonds Online のデータに基づくと、2025年3月末時点のベトナム債券の市場規模は、国債（その他政府債含む）が2,318兆ドンと全体の約72%を占め、次いで社債が811兆ドンで全体の約25%を占めている。ベトナムの債券市場は年々拡大しており、特に近年は社債の発行金額が大きく伸びている（図表17-8）。

ベトナムの債券の売買は取引所取引が原則であり、HOSEとHNXのいずれにも債券が上場しているが、HNXが債券取引の中心的な市場となっている。

図表 17-8 債券残高の推移



（注） 年末値。ただし、25年は3月末

（出所） Asian Bonds Online より作成